

**さいたま市告示第262号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の1第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の20第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
片山 彩矢佳	片山 彩矢佳	(省略)	令和8年1月19日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
木山 智子	あずかりさくら	(省略)	令和8年1月16日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—